

松原市産業 PR 動画作成業務委託に係る

公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 業務の名称

松原市産業 PR 動画作成業務（以下、「本業務」という。）

(2) 業務の目的

本業務は大型商業施設等、大規模な集客が見込める施設において、松原市の商業・工業・農業等の産業を中心に、松原市の魅力を広く市内外に PR するための動画を作成することを目的とする。

(3) 業務の内容

別紙、「松原市産業 PR 動画作成業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和 4 年 3 月 31 日まで

(5) 委託上限額

1, 250, 000 円（消費税及び地方消費税を含む）

2. 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする事業者は、次の全ての要件を満たす者でなければならない。

- (1) 本実施要領に基づく公募型プロポーザル参加申込書の提出期限から候補者選定の日までの間に、松原市から入札参加停止措置を受けていないこと。なお、入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 松原市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 36 号）で規定する暴力団等でないこと。
- (4) 仕様書に基づく業務を行うことができること。
- (5) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び市の指示に柔軟に対応できる事業者であること。
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされて

いる者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者は、更生
手続き開始の申立てがなされなかった者とみなす。

(8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされて
いる者でないこと。

(9) 2つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請する場合は、上記（1）から（8）
の条件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、以下の要件も満たさなければならな
い。

① 構成員は、共同事業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、
管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つこ
とのできる事業者とすること。

② 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。

③ 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されて
いる委任状を提出すること。

④ 参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書に
は、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。

⑤ 単独で参加した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない。

⑥ 各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない。

3. スケジュール

令和 3 年 7 月 9 日（金）	公募型プロポーザル公表、質問受付開始、参加申込受付開始
令和 3 年 7 月 16 日（金）	質問受付締切
令和 3 年 7 月 21 日（水）	質問回答
令和 3 年 8 月 11 日（水）	参加申込・企画提案書等提出締切
令和 3 年 8 月 17 日（火）	プレゼンテーション
令和 3 年 8 月 20 日（金）	審査結果通知
令和 3 年 8 月下旬頃	委託契約候補者との委託契約締結

4. 参加申込

(1) 提出書類

本プロポーザルの参加申込者（以下「参加申込者」という。）は、次の書類（以下「参
加申込書類」という。）を提出すること。尚、提出部数については、①～⑧については
各 1 部、⑨～⑫については、正本 1 部、副本 8 部とする（副本には記名せず、事業者名
や事業者を特定できる箇所（事業者名・所在地・代表者名・ロゴマーク等）にはマスキ
ングの処理を行うこと。なお、「当法人」「当団体」のような記載は差し支えないが、具
体的な名称の記載は避けること）。

① プロポーザル参加申込書（様式 1-1 または様式 1-2）

※単独法人の場合は様式 1 - 1、共同事業体の場合は様式 1 - 2

②会社概要書（様式 2）

※会社パンフレット等も添付すること。

③使用印鑑届（様式 3）

④印鑑証明書

※申請時点で発行から 3 ヶ月以内のもの（原本）

⑤履歴全部事項証明書

※申請時点で発行から 3 ヶ月以内のもの（写し可）

⑥直近一ヵ年分の本店所在地の市町村民税並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書【申請時点で発行から 3 ヶ月以内のもの（写し可）】

ただし、会社設立 1 年未満のため納税証明書が発行されない場合は、その旨を記載した理由書（任意様式）

⑦消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その 3（その 3 の 2、その 3 の 3 でも可））

⑧直近一ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）

⑨企画提案書（様式 4）

⑩企画提案資料（任意様式）

以下の項目が記載された提案書（様式は自由で A4 版、20 頁以内で作成することとし、図等の使用も可とする。ただし、表紙や目次は制限枚数に含まない。）

ア 本業務にかかる基本方針

- ・本業務において事業者が重要と考える点

イ 業務遂行にあたっての工程、スケジュール等

- ・事業全体像、業務遂行の流れ・スケジュール観
- ・変更等が生じた場合の対応策

ウ 本業務を実施するにあたっての運営体制

- ・本業務にかかる実施体制・支援体制（社員の配置・経験年数、分担等）

エ 具体的な実施内容

- ・松原市の産業を市内外に発信し、魅力的であると感じてもらうために必要と考えられるテーマ
- ・松原市の産業の魅力が伝わる動画内容、構成について（絵コンテもしくはそれに相当するもの。サンプル動画を作成した場合はその DVD も 1 枚提出すること。）
- ・動画を引き立たせる BGM やテロップについて
- ・提案したテーマやコンセプトに沿った動画を撮影するにあたっての方法や技術について
- ・動画公開後、ターゲット層の多くに見てもらうための工夫について

- ・その他動画撮影における独創的な事項

オ 類似業務実績

- ・過去2年間に同様の類似業務の実績があれば発注者、発注年度、件名及び概要について記載すること。
- ・本業務の関連分野に関する知見や、関係者とのネットワークを有している等の優位性について記載すること。

⑪見積書（様式5）

⑫見積書明細（任意様式）

※共同事業体の場合は上記書類に加え、共同事業体届出書兼委任状（様式6）及び共同事業体協定書を提出すること。尚、共同事業体の場合、③④は代表構成員のみ、②及び⑤～⑧については構成員となるすべての事業者について提出すること。

※③～⑦については、松原市令和3・4・5年度登録業者名簿に登録のある者については省略できるものとする。

※各納税証明書については、各徴税官庁より新型コロナウイルスの影響による「特例制度」により徴税猶予が適用されている場合はその事実が確認できる書類の写しをもって代えることができる。

(2) 受付期限

令和3年8月11日（水） 午後5時

(3) 提出方法

持参または郵送（書留等確実な方法に限る）にて提出すること。

※持参の場合は平日9時～17時の間に持参すること。

郵送の場合は、令和3年8月11日（水）必着とする。

(4) 提出先

〒580-8501 大阪府松原市阿保1丁目1番1号

松原市役所 市民生活部産業振興課

(5) 提出書類作成上の留意点

①様式はA4版とする。ただし、A4版による掲載が困難な場合はA3版折込による掲載を可能とする。

②企画提案書は映像メディア作成に関し、専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい内容とすること。また、専門用語を使用するときは注釈を付すこと。

③提出された企画提案書等は返却しない。

5. 質問及び回答

(1) 質問の提出方法

仕様書の内容及び企画提案書等の提出に関する参加者の質問は、質問票（様式7）に

必要事項を記入し、下記送信先まで電子メールに添付して提出すること。電子メールの表題は「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とし、電子メールを送信した際は、市担当者とその旨を電話連絡すること。尚、電子メール以外での質問（電話による問い合わせ等）については回答しない。

<送信先>

松原市市民生活部産業振興課メールアドレス：keizai@city.matsubara.osaka.jp

(2) 質問期限

令和3年7月16日（金） 午後5時

(3) 回答

提出された質問に対する回答については、令和3年7月21日（水）に松原市ホームページに掲載するものとする。ただし、質問の内容によってプロポーザル方式による業務委託先選定に公平性が保てないと判断した場合には回答しない。

6. 審査・選定

(1) 審査方法

「松原市産業 PR 動画作成業務委託事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）による審査（プレゼンテーション審査）を実施する。参加事業者が1者の場合も審査を行う。

(2) 審査

参加事業者によるプレゼンテーションを行い、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容について審査基準表に基づき審査する。

①開催日

令和3年8月17日（火）

※実施する日時、場所等については別途通知する。

②提案時間

1者あたり20分（提案時間15分・質疑応答5分）

※準備及び退出時間を10分とする。

③提案方法

プレゼンテーションは、企画提案書に基づき企画提案資料の構成の順に行うこととし、プロジェクター等を用いて説明することも可とする。今回の提案のために作成または、過去に作成したものをサンプル動画として説明することも可とするが、上映時間は提案時間に含むものとする。

※必要な機器（PCやプロジェクター等）は、参加者において準備すること。なお、スクリーンのみ本市が準備する。

※出席者は1者あたり3名までとする。また、指定する時刻までに会場外の指定場所にて待機すること。

④審査基準

別紙「松原市産業 PR 動画作成業務委託審査基準表」（別紙）（以下、「審査基準表」という。）にて定める。

⑤審査方法

契約候補者の選定は、委員会の委員が、客観的に公平かつ厳正に行うものとする。委員会は、参加事業者からの提案を受けて事業者ごとに次のとおり審査し、優先交渉権者の特定を行う。

ア 審査基準表に基づき審査を実施し、総合得点（評価項目の全項目の合計点）が最高得点の者を優先交渉権者として特定する。

イ 総合得点が高数の者が複数いた場合は見積金額の低い者を優先交渉権者とする。

ウ 総合得点が高数であり、かつ、見積金額が同額の者が複数いた場合は、委員会の合議により順位を特定する。

エ 総合得点の最高得点の者が契約を締結しない場合、第二位の者を優先交渉権者とする。

⑥選考結果の通知について

令和3年8月20日（金）に、全事業者に対し電子メールにて最高得点の事業者名及びその総合得点と提案者自身の総合得点を通知するものとする。なお、優先交渉権者として選定されなかった参加事業者が理由の説明を求めることができる期間は、令和3年8月20日（金）から8月27日（金）までとする。

7. 参加申込者の失格に関する事項

参加申込者が下記のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 実施要領に定める参加資格を満たさない場合
- (2) 実施要領に定める手続きを遵守しない場合
- (3) 提出物に虚偽の記載をした場合
- (4) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (6) 見積書に関し、委託上限額を超える金額を提案した場合

8. 契約

優先交渉権者から示された企画提案書及び見積書の内容を業務委託内容の基本とし、業務仕様及び契約の詳細を協議の上、委託事業者として決定し、松原市契約規則に基づき業務委託契約を締結するものとする。

尚、協議が合意に至らなかった場合は、次点交渉権者と協議に入るものとし、以下同様に順位の高い者から順に協議を行うものとする。

9. その他

- (1) 本件に関する事項について、電話または口頭による問い合わせには一切応じない。
- (2) 提出された企画提案書等の書類の追加、修正および変更は認めない。ただし、プレゼンテーションにおける補足説明資料の配布についてはこの限りではない。
- (3) このプロポーザルに要する経費は、全て参加事業者の負担とする。
- (4) 審査基準に関する質問は受付しない。
- (5) 提出された書類等は返却しない。
- (6) 本プロポーザルは1者の参加でも成立する。この場合、審査したうえで適当と認める場合に限り契約候補者とする。
- (7) 採用になった提案について、協議の上、内容及び見積金額を一部変更する可能性がある。

10. 問い合わせ先

〒580-8501 大阪府松原市阿保1丁目1番1号

松原市市民生活部産業振興課

担当：北川・碓井

電話：072-334-1550（代表）

Mail：keizai@city.matsubara.osaka.jp